

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和5年1月6日(2023.1.6)

【公開番号】特開2021-121556(P2021-121556A)

【公開日】令和3年8月26日(2021.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2021-039

【出願番号】特願2020-14857(P2020-14857)

【国際特許分類】

B 6 5 H 85/00(2006.01)

10

B 4 1 J 2/01(2006.01)

B 6 5 H 15/00(2006.01)

【F I】

B 6 5 H 85/00

B 4 1 J 2/01 305

B 4 1 J 2/01 301

B 6 5 H 15/00 E

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月22日(2022.12.22)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

媒体に記録を行う記録部と、

鉛直方向において前記記録部より下に位置し、記録前の媒体を収容する少なくとも一つの媒体収容部と、

前記媒体収容部から送り出された媒体を、上方に凸となる第1湾曲経路を経由して前記媒体収容部からの媒体送り出し方向とは反対方向の成分を含む搬送方向に反転させる供給経路と、

前記記録部と対向する位置を通った媒体を、鉛直下方の成分を含む搬送方向に搬送し、下方に凸となる第2湾曲経路を経由して鉛直上方の成分を含む搬送方向に反転させる反転経路と、を備え、

前記供給経路が前記反転経路に合流するとともに、前記第1湾曲経路の少なくとも一部と前記第2湾曲経路の少なくとも一部とが、水平方向から見て重なる、ことを特徴とする記録装置。

【請求項2】

請求項1に記載の記録装置において、

前記第2湾曲経路のうち鉛直方向における下端位置は、前記第1湾曲経路のうち鉛直方向における上端位置よりも、鉛直下方にある、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項3】

請求項2に記載の記録装置において、

前記第1湾曲経路のうち前記上端位置の上流に、媒体を搬送する第1の搬送ローラーが設けられ、

前記第1湾曲経路のうち前記上端位置の下流に、媒体を搬送する第2の搬送ローラーが設けられ、

40

30

50

前記供給経路と前記反転経路とは、前記第1の搬送ローラーと前記第2の搬送ローラーとの間に合流する、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項4】

請求項3に記載の記録装置において、

前記第2湾曲経路のうち、前記供給経路と前記反転経路とが合流する位置の下流に、媒体を搬送する搬送ローラー対が複数設けられている、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項5】

請求項4に記載の記録装置において、

前記第2湾曲経路のうち、前記供給経路と前記反転経路とが合流する位置の下流に、媒体を搬送する搬送ローラー対が2組設けられている、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項6】

請求項1から請求項5のいずれか一項に記載の記録装置において、前記第2湾曲経路の曲率が、前記第1湾曲経路の曲率より小さい、
ことを特徴とする記録装置。

【請求項7】

請求項1から請求項6のいずれか一項に記載の記録装置において、前記記録部は、媒体に対し液体を吐出する液体吐出ヘッドで構成され、

前記液体吐出ヘッドから吐出する液体を収容する液体収容部を、鉛直方向において前記液体吐出ヘッドと前記媒体収容部との間に有し、

前記液体収容部の少なくとも一部と、前記第1湾曲経路の少なくとも一部と、前記第2湾曲経路の少なくとも一部とが、水平方向から見て重なる、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項8】

請求項7に記載の記録装置において、

前記第2湾曲経路のうち鉛直方向における下端位置と、前記液体収容部とが、水平方向から見て重なり、

前記第1湾曲経路のうち鉛直方向における上端位置と、前記液体収容部とが、水平方向から見て重なる、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項9】

請求項8に記載の記録装置において、

前記液体吐出ヘッドから吐出された廃液を貯留する廃液収容部を、鉛直方向において前記液体吐出ヘッドと前記媒体収容部との間に有し、

前記第2湾曲経路のうち鉛直方向における下端位置と、前記廃液収容部とが、水平方向から見て重ならない、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項10】

請求項9に記載の記録装置において、

前記第2湾曲経路の水平方向の位置と、前記廃液収容部の水平方向の位置とが、一部重なる、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項11】

請求項8から請求項10のいずれか一項に記載の記録装置において、

前記第2湾曲経路の水平方向の位置と、前記液体収容部の水平方向の位置とが、重ならない、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項12】

10

20

30

40

50

請求項 1 から請求項 1_1 のいずれか一項に記載の記録装置において、前記記録部と対向する位置を通る搬送経路が、水平方向及び鉛直方向に対して角度を成し、上向きに媒体を搬送する、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 1_3】

請求項 1_2 に記載の記録装置において、

前記記録部によって記録が行われて排出される媒体を受ける排出トレイを備え、

前記排出トレイへ媒体を排出する排出位置の水平方向の位置と、前記第 2 湾曲経路の水平方向の位置とが、重なる、

ことを特徴とする記録装置。

10

【請求項 1_4】

請求項 1_3 に記載の記録装置において、

前記第 2 湾曲経路は、前記排出位置の水平方向の位置に対して、水平方向の両側にわたって設けられている、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 1_5】

請求項 1 から請求項 1_4 のいずれか一項に記載の記録装置において、前記反転経路において前記第 2 湾曲経路の上流であって媒体を鉛直下方の成分を含む搬送方向に搬送する下向き搬送経路が、装置外面から装置中心部に向かう方向に傾斜しており、

鉛直方向において前記第 1 湾曲経路の上方に、装置側面から装置外部に突出する供給トレイを介して媒体を装置内部に送り入れる供給ローラーを備え、

前記下向き搬送経路の少なくとも一部と前記供給ローラーの少なくとも一部とが、鉛直方向から見て重なる、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 1_6】

請求項 1_5 に記載の記録装置において、前記供給トレイを介して装置内部に送り込まれる媒体は、前記反転経路に入る、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 1_7】

請求項 1_6 に記載の記録装置において、前記供給トレイを介して装置内部に送り込まれる媒体は、前記第 1 湾曲経路のうち鉛直方向における上端位置よりも、前記供給経路の下流にて、前記供給経路に入る、

ことを特徴とする記録装置。

30

【請求項 1_8】

請求項 1_7 に記載の記録装置において、前記供給トレイを介して装置内部に送り込まれる媒体は、前記供給経路と前記反転経路とが合流する位置よりも、前記供給経路の上流にて、前記供給経路に入る、

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 1_9】

請求項 1 から請求項 1_8 のいずれか一項に記載の記録装置において、

前記第 2 湾曲経路のうち鉛直方向における下端位置は、前記第 1 湾曲経路のうち鉛直方向における上端位置よりも、鉛直下方にあり、

前記第 2 湾曲経路の曲率が、前記第 1 湾曲経路の曲率より小さく、

前記記録部は、媒体に対し液体を吐出する液体吐出ヘッドで構成され、

前記液体吐出ヘッドから吐出する液体を収容する液体収容部を、鉛直方向において前記液体吐出ヘッドと前記媒体収容部との間に有し、

前記第 2 湾曲経路のうち鉛直方向における下端位置と、前記液体収容部とが、水平方向から見て重なり、

前記第 1 湾曲経路のうち鉛直方向における上端位置と、前記液体収容部とが、水平方向から見て重なる、

40

50

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 20】

請求項 19 に記載の記録装置において、

前記記録部によって記録が行われて排出される媒体を受ける排出トレイを備え、

前記排出トレイへ媒体を排出する排出位置の水平方向の位置と、前記第 2 湾曲経路の水平方向の位置とが、重なり、

前記第 2 湾曲経路は、前記排出位置に対して、水平方向の両側にわたって設けられている

ことを特徴とする記録装置。

【請求項 21】

10

請求項 1 から請求項 20 のいずれか一項に記載の記録装置において、

前記記録部と対向する記録時搬送経路をさらに備え、

前記反転経路は、前記記録時搬送経路に合流し、

前記供給経路は、前記記録時搬送経路に合流する前記反転経路に合流する、

ことを特徴とする記録装置。

20

30

40

50